

プロジェクト リース

項目 第 486 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記（貸手）について

2. リース債権とリース投資資産の残高に重要な変動がある場合の定量的な情報の開示は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）ではあえて取り入れなかった注記事項であると理解している。リース投資資産の定量的な情報の開示については、見積残存価額部分があるため収益認識会計基準と状況が異なっていることから注記を求める考え方もあり得るが、リース債権の定量的な情報の開示については、見積残存価額部分がないため収益認識会計基準と異なる取扱いとする明確な理由がないようにも考えられることから、定量的な情報の開示を求める理由について、追加の説明が必要であると考え。
3. リース債権とリース投資資産は連結貸借対照表や連結損益計算書の開示では両者を区分して開示しておらず、満期分析の注記についても両者の合計での注記が提案されている。そのため、リース債権及びリース投資資産の構成要素の開示のみ両者を区分して開示することを求める場合には、その趣旨を結論の背景等で記載する必要があると考える。
4. リース債権の受取利息相当額の注記を求めることについて、当該注記により受取利息の割合が把握できる点で開示の改善につながり、かつ、財務諸表利用者側で相応の手間やコストが発生する点も理解できるため、事務局の提案に賛成する。

「収益認識に関する会計基準の適用指針」の改正案について

5. 買戻契約の定めは、売手である企業と顧客の双方がリースの貸手の立場となる点で基準が読みにくいとため、セール・アンド・リース・バック取引の場合をただし書きにした上

で、会計処理を箇条書きにする等、適用指針の書き方を工夫して読みやすい記載に変更頂きたい。

6. セール・アンド・リースバック取引に関しては日本基準では別途の定めを置いているため、「セール・アンド・リースバック取引の一部である場合には」という記載を行うことで、IFRS 会計基準との差異が生じないか確認したい。

以 上